

第42回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年12月24日(木) 午後1時20分から午後2時45分

開催場所 姫路市役所 本館10階 第三会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塙良幸	出席		
5	田驥仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	出席		
9	田中博	出席	○	
10	飯塙祐樹	出席	○	
11	萩原和好	出席		
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塙正稔	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
農地法施行規則第29条第1号の確認について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 相続税等納税猶予適格者証明について
- 報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 報告第4号 合意による解約等の通知について
- 報告第5号 県許可案件の許可状況について

(令和2年12月24日 午後1時20分)

議長 それでは只今から、第42回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中19名の出席で過半数に達しております。会議は成立しております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を田中委員と飯塚委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P3）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

農地確認及び非農地確認について、この度は、農地確認申請が1件、非農地確認申請が9件提出されております。

農地確認です。

広畠区小坂の田1.12m²につきまして、広畠区本町二丁目の[REDACTED]より、「[REDACTED]が、申請地は転用予定地ではなく、引き続き農地として利用している」との申請です。

現況は「田」となっております。

続きまして、非農地確認です。

1番、2番が市街化区域の案件、3番以降が調整区域の案件となっております。

1番です。

網干区坂上の畠92m²につきまして、網干区坂上の[]より、「昭和61年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

2番です。

吉写の畠406m²につきまして、大阪市の[]より、「昭和60年以前より、原野となっている」との申請です。

3番です。

六角の畠1,090m²につきまして、六角の[]より、「昭和60年以前より山林となっている」との申請です。

4番です。

打越の畠89m²につきまして、打越の[]より、「平成10年以前より、進入路として利用している」との申請です。

5番です。

飾東町八重畠の畠56m²につきまして、明石市の[]より「平成10年以前より、住宅敷地として利用している」との申請です。

6番です。

飾東町豊園の畠568m²につきまして、勝原区熊見の[]より「平成12年以前より、露天資材置場として利用している」との申請です。

7番です。

飾東町豊園の田12m²につきまして、飾東町豊園の[]より「平成6年以前より、住宅敷地として利用している」との申請です。

8番です。

豊富町豊富の畠207m²につきまして、神奈川県川崎市の[]より「平成10年以前より、住宅敷地として利用している」との申請です。

9番です。

香寺町恒屋の畠74m²につきまして、香寺町恒屋の[]より「平成11年以前より、倉庫敷地として利用している」との申請です。

以上、農地確認1件、非農地確認9件につきまして、いずれの案件も、現況は申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見をいただいております。各地区農政協議会におきましても、特に問題点は出でおりません。

どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・。

議長

なければ、議案第1号について、承認することでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認致します。
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号（P4～P7）を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、18件の申請が提出されております。

3番の御立東四丁目の案件と9番から11番が市街化区域の案件、14番と15番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっており、1番から6番が現在耕作面積0m²の方の案件、7番が今回許可されると下限面積を超える方の案件、8番以降がすでに下限面積を超えている方の案件となっております。

13番を除き、いずれの案件も譲渡人・貸人の「自作地」で、「申請地が貸付地である場合」に該当しておりません。

譲受人・借人は、いずれも「個人」であり、「譲受人が法人である場合」には該当しておりません。

「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保しております。

「通作距離」につきましては、1番が約1km、5番6番が約10km、9番が約11.5km、13番が約18km、15番が約15km、16番が約1.8kmとなっている外は、いずれも居住集落内となっております。

いずれの案件も、「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番2番です。

揖保郡太子町の[REDACTED]が、勝原区下太田の田965m²につきましては、勝原区下太田の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請と、

勝原区下太田の田2筆計2,412m²につきましては、勝原区下太田の[REDACTED]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m²を超える3,377m²になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

3番4番です。

御立東一丁目の[REDACTED]が、御立東五丁目と御立東四丁目の田畠6筆計2,321m²につきましては、御立東五丁目の[REDACTED]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請と、御立東五丁目の田3筆計762m²につきましては、御立東五丁目の[REDACTED]

[REDACTED]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m²を超える3,083m²になる予定です。

作付作物は、「水稻」「野菜」となっております。

5番6番です。

青山北二丁目の[REDACTED]が、林田町奥佐見の田2筆計2, 394m²につきましては、林田町奥佐見の[REDACTED]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請と、

林田町奥佐見の田900m²につきましては、林田町奥佐見の[REDACTED]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は調整区域の下限面積3, 000m²を超える3, 294m²になる予定です。

作付作物は、「水稻」「野菜」となっております。

なお、1番から4番につきましては、中南部地区農政協議会において、『農業委員の確認により、それぞれ農業経験があり、耕作実績が十分に認められるため、事情聴取は不要』、5番6番につきましては、北西部地区農政協議会において、『借人の所有する農地は無いが、5~6年の農業経験があり、耕作実績が十分に認められるため、事情聴取は不要』との意見となっております。

7番です。

香寺町恒屋の田916m²につきまして、香寺町恒屋の[REDACTED]が、明石市の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3, 000m²を超える3, 428m²になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

8番です。

余部区下余部の田9筆計3, 939m²につきまして、余部区下余部の[REDACTED]が、余部区下余部の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、7, 874m²になる予定です。

作付作物は、「野菜」「いちじく」となっております。

9番です。

網干区垣内西町の田612m²につきまして、北条口五丁目の[REDACTED]が、神戸市東灘区の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、8, 978m²になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

10番11番です。

西今宿八丁目の畑7筆計1, 201. 5m²及び田畑4筆計1, 200. 5m²につきまして、共有者である西今宿五丁目の[REDACTED]と、西今宿五丁目の[REDACTED]が、それぞれの持分1/2を「交換し、単独持分したい」との共有者間の所有権持分移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、5, 818m²に、[REDACTED]の耕作面積は、2, 401m²になる予定です。

作付作物は、[REDACTED]が、「柿」「みかん」、[REDACTED]が、「水稻」となっております。

12番です。

実法寺の田畑2筆計1, 338m²につきまして、実法寺の[REDACTED]が、実法寺の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、9, 202m²になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

13番です。

林田町八幡の田2, 427m²につきまして、宮上町一丁目の[REDACTED]が、網干区新在家の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

申請地は、[REDACTED]の現在耕作地であるため、耕作面積に変動はありません。

作付作物は、引き続き「水稻」となっております。

14番です。

夢前町山富の田282m²につきまして、夢前町山富の[REDACTED]が、夢前町山富の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は4, 362m²になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

15番です。

夢前町前之庄の田704m²につきまして、白島台二丁目の[REDACTED]が、神戸市の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は4, 407m²になる予定です。

作付作物は、「果樹」となっております。

16番です。

別所町佐土と別所町佐土新の田3筆計1, 916m²につきまして、御国野町国分寺の[REDACTED]が、尼崎市の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、52, 062m²になる予定です。

作付作物は、「果樹」となっております。

17番です。

別所町北宿の田1, 712m²につきまして、別所町北宿の[REDACTED]が、[REDACTED]別所町北宿の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、6, 093m²になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

18番です。

山田町西山田の田324m²につきまして、山田町西山田の[REDACTED]が、堺市の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、3, 901m²になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

以上、1番から8番が「耕作実績が十分に認められるため、事情聴取は

不要」との中南部地区及び北西部地区農政協議会の意見の外は、特に問題点は出でおりません。

農地法第3条の規定による許可申請18件47筆につきまして、よろしくご審議お願ひいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

...

議長

なければ、議案第2号について、承認することでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第2号は承認致します。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P8)を説明する。

[農地法第4条の規定による許可申請について]

[農地法施行規則第29条第1号の確認について]

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は2件提出されており、どちらも調整区域の案件です。

「転用の妨げとなる権利を有する者」、「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、どちらも該当がありません。

「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」につきましては、どちらも該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして污水の排水等は認められないことから、どちらも周辺農業への支障はないものと考えます。

それでは案件ごとに概要をご説明いたします。

1番です。

豊富町神谷の田927m²のうち49.58m²につきまして、豊富町神谷の[]が、「既存道路を拡張したい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。

「事業内容」につきましては、娘夫婦が申請地北側にある敷地に居住することに伴い、敷地への通路が細いため拡張して利用する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、造成工事は、地ならし工事程度で、申請者において行うため不要となっております。

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

2番です。

御国野町深志野の田畠4筆計2,449m²につきまして、御国野町深志野の[]が、「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請で

す。

現況は、「畠」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」に関しましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、パネル324枚、パソコン9台、出力■の太陽光発電設備を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては融資、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、景観法の届出が提出済となっております。

なお、申請地に隣接する農地所有者の一人から同意が得られず、そのことについて陳明書が添付されております。

陳明書の提出を受け、12月14日に■の自宅に電話し聞き取りをおこないました。聞き取り内容は、食べ物を作る場所なので自然のままが一番良く、太陽光発電を設置してほしくないとの思いであるとのことと、ひとり息子や妹から、何でもかんでも印鑑を押さないようにくぎをさされているため、印鑑は押さないとのことでした。

以上、北東部地区農政協議会におきまして、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。

この度は、1件提出されております。

調整区域の豊富町豊富の畠111m²につきまして、豊富町豊富の■が「農業用倉庫及び農作業場として利用したい」との確認の申請です。

現況は、「畠」となっております。

「申請地の農地区分」は、住宅等が連たんの「第3種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、設置面積34.56m²の農業用倉庫及び農作業場として利用する計画となっております。

「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないものと考えます。

農地法第4条の規定による許可申請2件6筆及び農地法施行規則第29条第1号の確認1件1筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

なければ、議案第3号について、承認することでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第29条第1号の確認」につい

では承認とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号（P9～P10）を説明する。

〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は6件提出されており、1番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」、「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、いずれも該当がありません。

「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」にはいずれも該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えます。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

夢前町前之庄の田畠2筆計335m²につきまして、青山南三丁目の[REDACTED]が、東京都国分寺市の[REDACTED]より「購入して、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。

現況は「畠」及び「休耕地」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模1.0ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、床面積119m²の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

2番です。

飾東町八重畠の田673m²につきまして、飾東町八重畠の[REDACTED]が、飾磨区阿成の[REDACTED]より「賃借権で借り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模1.0ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、従業員が駐車するための車2台分の露天駐車場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」には、該当しておりません。

3番4番です。

飾東町豊国の田2筆計273m²につきましては、飾東町佐良和の[REDACTED]が、[REDACTED]飾東町豊国の[REDACTED]より「使用賃借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との案件と、
飾東町豊国の田86m²につきましては、飾東町佐良和の[REDACTED]が、飾東町豊国の[REDACTED]より「購入して、住宅へ入るための進入路にしたい」との転用の申請です。

現況は、どちらも「田」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、借人に所有地はなく、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、住宅に入るための進入路及び床面積110.96m²の一般住宅を建築する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資及び自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請中となっております。

5番です。

豊富町豊富の田206m²につきまして、古二階町の[REDACTED]が、西宮市の[REDACTED]より「購入して、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「畑」となっております。

申請地の農地区分は、公共施設である北出張所から近距離の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、解体業を営む譲受人が、解体用車両等を置くための、露天駐車場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、河川法に関する手続きが申請中となっております。

6番です。

豊富町御蔭の田258m²につきまして、高砂市の[REDACTED]が、[REDACTED]豊富町御蔭の[REDACTED]より、「使用貸借権で借り受け、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設」に該当するものとして申請されております。

「代替地の有無」につきましては、借人に所有地はなく、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、延床面積100.89m²の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、「融資、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請中となっております。

以上、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

以上、農地法第5条の規定による許可申請6件8筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

議長

各委員

議長	なければ、議案第4号について、承認することでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
議長	「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。 次に、議案第5号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第5号（P11）を説明する。 〔相続税等納税猶予適格者証明について〕 相続税等納税猶予適格者証明について、この度は2件提出されております。 1番です。 北原の [REDACTED] が所有されておりました市街化区域の農地6筆を、[REDACTED] が相続するというものです。 農地の利用状況ですが、1番は耕起状態、2番は一部畑として野菜が作付けされている状態、3番は一部果樹が植えられている状態、4番、5番、6番は、耕起状態です。 なお、2番の農地について、防草シートが敷かれた部分等の面積、3番の農地について、砂利敷き部分の面積はそれぞれ除外して申請されており、この度の申請農地について、稲作や野菜など営農計画書を提出されています。 2番です。 1番と同じく北原の [REDACTED] が所有されておりました市街化区域の農地3筆を、[REDACTED] が相続するというものです。 農地の利用状況ですが、すべて耕起の状態です。 なお、2番の農地について、農作業用倉庫として使用されている部分の面積および進入路の面積、3番の農地について、物干し場の面積は除外して申請されており、この度の申請農地について、稲作や野菜など営農計画書を提出されています。 どちらの案件も、中南部地区農政協議会において、担当委員より「適当である」との意見をいただいております。 適格者証明書の交付の可否につきまして、よろしくご審議お願いいたします。
議長	有り難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
岡本委員	いつ頃まで耕作されていましたか。
事務局	亡くなられたお父さんが、平成26年まで相続税の納税猶予の適用を受けられていきました。3年ごとに農地の確認を行いますので、その時に適正な管理が行われていない場合には相続税の納税猶予の打ち切りとなります。
岡本委員	相続される方は何歳ですか。

事務局	46歳と43歳です。
尾川委員	相続税の納税猶予の適用を受けた農地を転用できますか。
事務局	相続発生開始から20年と10ヶ月間は耕作しなければなりませんが、その間に転用をした場合には、その分に相当する相続税と利子税を支払うことになります。
議長	他にご意見、ご質問等はございませんか。
各委員	・・・。
議長	それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、議案第5号について、承認とすることでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
議長	「異議なし」の声を得ましたので、「相続税等納税猶予適格者証明」については承認とします。 次に報告事項に入ります。
	報告第1号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第1号(P12)を説明する。 〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕
	農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について、11月にご審議いただきました、新規農家の事情聴取を12月2日に実施していました。
	当時は、それぞれ本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付で許可書を交付しておりますことを報告いたします。
議長	有り難うございます。 只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。
各委員	・・・。
議長	それでは、報告第1号について、確認とさせていただきます。 次に報告第2号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第2号(P13~P14)を説明する。 〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕
	農地法第4条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、11月6日から12月10日の間に受け付けたもの、資料13頁と14頁の11件15筆につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。
議長	有り難うございます。 只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第2号について、確認とさせていただきます。
次に報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号（P15～P23）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

農地法第5条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、11月6日から12月10日の間に受け付けたもの、資料15頁から23頁の45件81筆につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により、受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第3号について、確認とさせていただきます。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第4号（P24～P25）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、貸貸借契約の解約の通知が2件、使用貸借契約の解約の通知が9件、計11件の通知がございました。

利用権に関するものは6件で、そのうち農地中間管理事業に該当するものは3件です。

貸貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、1番が「離作料金の支払い」、2番が「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第4号について、確認とさせていただきます。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5号（P26～P27）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、10月の総会でご審議いただき、県へ送付していた案件の許可の状況です。

それぞれ、許可日欄の日付で許可が下り、既に許可証を交付しております。

以上、県許可案件の許可状況につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各 委 員

・ ・ ・

議 長

それでは、報告第5号について、確認とさせていただきます。

本日の議案は以上です。

事務局、他に連絡事項等はありますか。

事 務 局

総会終了後、編集委員会を開催いたしますので、編集委員の方は会長室へ移動していただきますようよろしくお願いします。

議 長

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時45分 終了)

議事録署名委員

(議 長)

岸 本 茂 夫

(署名委員)

田 中 博

(署名委員)

飯 塙 祐 樹